

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則（平成十六年六月二十九日規則第五十六号）

最終改正:平成二十七年 三月三十一日規則第二六号

改正内容:平成二十七年 三月三十一日規則第二六号

○埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

平成十六年六月二十九日規則第五十六号

改正

平成二十一年 三月 六日規則第八号

平成二十七年 三月三十一日規則第二六号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則をここに公布する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）第十八条第二項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の五十パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が二百五十平方メートル以上のものをいう。）を営む者
- 二 コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満のものをいう。）を営む者
- 三 音楽・映像記録物賃貸業（主としてコンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸する業をいう。）を営む者
- 四 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第一号に規定する給油取扱所（同令第十七条第三項第一号から第三号まで及び第六号に該当するものを除く。）をいう。）を営む者

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月六日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。